

人事行政の運営等の状況

つるぎ町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年条例第7号)に基づき、平成23年度における本町の人事行政の運営の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(平成23年度)

区分	採用者数
一般事務職	6人
保育士	1人
技能労務職	1人
計	8人

(2) 退職の状況(平成23年度)

職種	区分	定年退職	勸奨退職	その他	計
一般事務職		5人	2人		7人
看護師		1人			1人
幼稚園・小学校教諭		1人	1人		2人
計		7人	3人		10人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成23年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	50人	48人	-2人	退職不補充
	税務	11人	11人	0人	
	民生	49人	50人	1人	子ども手当等による事務量の増加
	衛生	17人	17人	0人	
	農林水産	19人	19人	0人	
	商工	5人	4人	-1人	一部事務組合出向による職員減
	土木	25人	24人	-1人	退職不補充
	小計	179人	176人	-3人	
教育		39人	36人	-3人	生徒・児童の減少による教諭等の減
普通会計計		218人	212人	-6人	
公営企業等会計部門	病院	138人	141人	3人	町立病院充実のため看護師等の増
	水道	11人	11人	0人	
	下水道	3人	3人	0人	
	その他	21人	21人	0人	
	小計	173人	176人	3人	
合計		391人	388人	-3人	

(4) 年齢別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	30人	38人	48人	48人	38人	34人	41人	60人	43人	0人	388人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	11,041人	10,385,208千円	433,059千円	1,791,044千円	17.25%	20.71%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
22年度	211人	844,782千円	91,817千円	304,264千円	1,240,863千円	5,881千円

(注)職員手当の額には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	322,800円	354,554円
技能労務職	47.0歳	294,700円	312,406円
教 育 職	48.4歳	327,600円	338,023円

(4) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		つるぎ町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円	140,100円	149,800円

(5) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当(平成23年4月1日現在)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.600月分	1.350月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

区 分	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置	定年前早期退職特例加算(2%~20%)	

ウ 扶養手当(平成23年4月1日現在)

扶養親族	配偶者あり	配偶者なし
配偶者	13,000円	
1人目	6,500円	11,000円
その他扶養親族	6,500円	6,500円
15~22歳の子の加算	5,000円	5,000円

エ 住居手当(平成23年4月1日現在)

区分	支給月額
借家	家賃の額に応じて支給(支給限度額27,000円)
持家	平成21年度廃止

オ 通勤手当(平成23年4月1日現在)

自動車等の使用者	片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円~23,600円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に24,500円を支給
----------	--

(6) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	754,000円	期	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分
	副町長	604,000円		
報酬	議長	274,000円	手	
	副議長	233,000円		
	議員	195,000円		
			当	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)(平成23年度)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

(2) 休暇等の取得状況(平成22年1月1日から平成22年12月31日)

年次有給休暇平均取得状況	12.8日
介護休暇取得者数	0人
育児休業取得者数(平成22年度中に新たに取得した者)	4人

(3) 主な特別休暇(平成23年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等
公民としての権利行使	必要と認められる期間
証人等として官公署等へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄液提供のための休暇	必要とする期間
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
保育時間の場合	1日2回、それぞれ30分以内
妻が出産する場合の休暇	2日以内
子の看護のための休暇	1年に5日以内
父母、配偶者、子の祭日	1日以内
夏期休暇	3日以内(7月1日～9月31日までの期間内)

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成23年度)

(1) 分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
休 職	3人	心身の故障
降 任	0人	
降 給	0人	

(2) 懲戒処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成23年度)

(1) 職員研修の状況

○本町主催の研修(平成23年度)

研 修 名	受 講 者 数
人権研修	532人

○徳島県自治研修センター等主催の研修(平成23年度)

研 修 名	受 講 者 数
課長級研修	3人
課長補佐級研修	19人
係長級研修	1人
職員研修Ⅱ	6人
職員研修Ⅰ	6人
新規採用職員(前期)研修	7人
新規採用職員(後期)研修	7人
簿記講座Ⅰ・簿記講座Ⅱ	1人
新地方公会計	1人
教養講座(第2回)	2人
メンター(新人職員指導者)養成講座	1人
契約事務講座	1人
英会話講座	1人

○派遣研修等(平成23年度)

研 修 名	受 講 者 数
徳島県西部総合県民局企画振興部	1人

(2)勤務成績の評定の状況

現在のところ実施していない。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成23年度)

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1)制度ごとの加入団体の状況

区 分	加 入 団 体
福 利 厚 生 制 度	徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助会
共 済 制 度	徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合
公 務 災 害 補 償 制 度	地方公務員災害補償基金

(2)健康診断の状況

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	112 人
人 間 ド ッ ク	91 人

(3)措置要求・不服申立ての状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分についての不服申立ての状況	0件